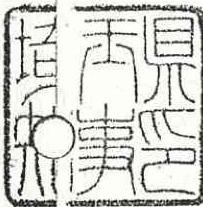


裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]



処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長

上記審査請求人が令和2年7月30日に提起した、上記処分庁による生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

○ 本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、処分庁が審査請求人に対して令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った、同年6月分の保護費の変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

なお、審査請求人は、審査請求書に「令和2年7月17日付けの審査請求人に対する返納額に関する処分」の取消しを求める旨記載しているが、審査請求書等の主張の内容から、上記のとおり、本件処分の取消しを求めるものと解して検討する。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、単身世帯で、処分庁から法による保護を受ける者である。
- (2) 審査請求人は、令和2年6月17日、処分庁に対し、[REDACTED]株式会社（以下「[REDACTED」という。）が運営する[REDACTED]（以下「[REDACTED」という。）の配達パートナーとしての事業（以下「本件事業」という。）を開始したことを報告した。
- (3) 審査請求人は、同年7月1日、処分庁に対し、①自転車に取り付けるスマートフォンホルダーを[REDACTED]円で購入したことを示す資料、②[REDACTED]の配達用バッグを[REDACTED]円で購入したことを示す資料、③自転車用ライトを[REDACTED]円で購入したことを示す資料、④[REDACTED]店において帽子[REDACTED]円及び手袋[REDACTED]円を合計[REDACTED]円で購入したことを示す資料、⑤[REDACTED]店において配達用バッグに入れた商品が崩れないようにするためのバスケットを[REDACTED]円で購入したことを示す資料を添えて、同年6月中に本件事業によって得た収入が[REDACTED]円であり、必要経費として①から⑤までの合計で[REDACTED]円（以下「本件申告費用」という。）を要したとする収入申告書（乙第6号証）を提出した（以下、これを「本件収入申告」という。）。
- (4) 処分庁は、同年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、審査請求人に対し、法第25条第2項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (5) 審査請求人は、同年7月30日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件申告費用は、収入認定において必要経費として控除されるべきである。

例えば、本件ライト代は自転車本体に取り付けられているライトが故障したために購入したものであるから、処分庁が自転車の修理代は必要経費として認めるとするのであればこれを認めるべきであるし、これを認めないのは夜間の労働を否定することになる。本件事業の労働内容に応じた検討が、処分庁においてされていないのではないかとも考えられる。

2 処分庁の主張

(1) 本件事業は、[REDACTED]との雇用関係がなく業務委託であること、確定申告の際に事業収入又は雑収入として申告するものであることから、勤労収入ではなく農業以外の事業（自営）収入に該当するため、本件事業による収入は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等における農業以外の事業（自営）収入の認定指針に基づき認定した。

(2) 本件申告費用を必要経費として控除しなかった理由について

本件申告費用の内容が事業を開始するための備品購入費であり、次官通知の必要経費に該当しないことである。

処分庁としては、配達用自転車の修理代や自転車保険の費用については、必要経費として認めることとしているが、本件申告費用については、いずれも、日常生活においても使用可能なものであり、本件事業を行うに当たり[REDACTED]から必ず買い揃えるよう指定されているものではないから、必要経費としては認められない。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

また、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行い（法第8条第1項）、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない（同条第2項）とされている。

(2) 保護の実施機関は、常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第25条第2項）。

(3) 保護の要否及び程度は、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている（次官通知第10）。

(4) 農業以外の事業（自営）収入の認定については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこととされており、必要経費として、基礎控除、新規就労控除、未成年者控除のほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとされている（次官通知第8の3（1）ウ及び（4））。

2 本件各処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件処分は、本件収入申告に基づき、処分庁が審査請求人世帯に係る令和2年6月分の保護費の変更決定をしたものであり、その内容についてみると、

審査請求人世帯の同月分の最低生活費は、保護基準に基づき 122,490 円と算定されており、また、審査請求人世帯の同月分の収入充当額は、本事業の収入 [REDACTED] 円から基礎控除 [REDACTED] 円を控除した [REDACTED] 円と算定されており、審査請求人世帯に係る同月分の保護費については、同月分の最低生活費から収入充当額を差し引いた [REDACTED] 円と算定されている。これにより、審査請求人世帯に既に支給された同月分の保護費が 122,490 円であるから、過支給額が [REDACTED] 円となったものである。

(2) ところで、本事業は、[REDACTED] と配達パートナーとの間に雇用関係がないことから、農業以外の自営事業に該当し、本事業を行うために必要な諸経費については、次官通知第 8 の 3 (1) ウに基づき、収入認定において必要経費として認める余地があるものと解される。

処分庁は、本件申告費用の内容が事業を開始するための備品購入費であり、次官通知の必要経費に該当しないことを必要経費として控除しなかった理由として挙げている。しかし、必要経費の対象は次官通知で具体的に列挙されている費目の経費のみに限られるものではなく、その事業に必要な経費は対象となるものと解することが妥当である。

したがって、処分庁は、本件申告費用について必要経費として控除できるか否かの判断をするにあたっては、本件申告費用に係る各物品について、本事業を行うための必要性を十分に調査・検討した上、判断を行うべきであるといえる。

この点について、本件処分に係る処分庁のケース診断会議録（乙第 11 号証）によると、処分庁は、『「家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費用の諸経費」に該当する必要経費が審査請求人より提出された挙証資料より確認できること』を控除を行うべきではない理由として記載しているが、本件申告費用に係る各物品について、本

件事業を行うための必要性を十分に調査・検討した上、判断したものとは認められない。

したがって、本件処分における処分庁の判断には、裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあることから、本件処分は違法であり、取り消しを免れない。

3 主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書では、本件申告費用について必要経費として控除しないこととした本件処分における処分庁の判断は、結論において相当であると判断されたが、本件処分における処分庁の判断に誤りがあることについて、上記2(2)のとおり判断するためである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和3年1月7日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

